

7. 市民生活

○戸籍・住民登録等（市全体）

1. 人口・世帯数・戸籍数

人口			世帯数	日本人		外国人		複数国籍 世帯数
男	女	計		人口	世帯数	人口	世帯数	
54,107	56,564	110,671	48,090	106,472	45,171	4,199	2,543	376
戸籍								
戸籍数	人口							
55,278	135,708							

2. 各種証明書等交付

[戸 籍 関 係]

（単位：件）

年 度	戸籍謄・抄 本	除籍・原戸籍 謄・抄本	広域交付 戸籍等	届書記載 事項証明等	受理証明	合計
7	16,016	17,202	3,804	141	261	37,424

[住民登録関係]

（単位：件）

年 度	住 民 票	住 民 票 記載事項証明	広域交付 住民票	閲覧	戸籍附票	合計
7	38,801	5,182	68	496	6,728	51,275

[行政証明関係]

（単位：件）

年 度	印鑑証明	身分証明	その他	合計
7	28,303	1,119	442	29,864

（[その他] は、独身証明・廃棄証明等）

3. 印鑑登録（単位：件）

年 度	印鑑登録件数（再登録を含む）
7	2,777

4. 届出数

[戸 籍 関 係]

(単位：件)

年度	出生	養子 縁組 離縁	婚姻	離婚	死亡	入籍	転籍	訂正 更正	不受理 申出	その他	計
7	911	80	1,190	241	1,771	155	377	102	25	919	5,771

[住民登録関係]

(単位：件)

年度	転入届 等	転居届	転出届	世帯変更届	出生	死亡	その他 (職権による記載を含む)	合計
7	2,470	1,844	2,830	1,079	609	1,356	3,466	13,654

[外国人住民国籍別人口]

(単位：人)

国籍・地域		国籍・地域	
ブ ラ ジ ル	1,403	ミ ャ ン マ ー	104
ベ ト ナ ム	942	韓 国 ・ 朝 鮮	95
中 国 ・ 台 湾	396	カ ン ボ ジ ア	57
フ ィ リ ピ ン	394	ネ パ ー ル	55
イ ン ド ネ シ ア	237	タ イ	22
ボ リ ビ ア	201	そ の 他	111
ペ ル ー	182	計	4,199

5. 住居表示

年度	住 居 表 示 件 数 (住居番号設定件数)
7	30件

6. 個人番号（マイナンバー）カード

年度	個人番号（マイナンバー）カード 交 付 枚 数
7	14,842枚 (累計121,248枚)

○国民年金

1. 被保険者数

(令和8年3月末現在)

被 保 険 者					免 除 者					免除率
第1号 被保険者	任意加入 被保険者	計	第3号 被保険者	合計	法定 免除者	申請 免除者	納付猶 予	学生 納付特例	計	
人 10,474	人 125	人 10,599	人 4,957	人 15,556	人 1,199	人 1,626	人 422	人 1,147	人 4,394	% 42.0

2. 年金支払状況

国民年金

(令和8年3月末現在)

老齢給付	障害給付	遺族給付等	計
人 33,070	人 2,281	人 262	人 35,613

(数値：日本年金機構調べ)

○国民健康保険

1. 被保険者

(令和8年3月31日現在)

総世帯数	総人口	加入 世帯数	世帯 加入率	被保険者数	介護保険2号 被保険者数(内数)	被保険者 加入率
48,090	110,671	12,755	26.52	19,106	5,995	17.26

2. 国民健康保険料賦課基準

(令和8年4月1日現在)

区分		賦課額の算定方法	医療保険分 (被保険者全員 が負担)	後期高齢者 支援金分 (被保険者全員 が負担)	介護保険分 (40～64歳の被保 険者が負担)	子ども・子育て支援分 (18歳に達する日以後の最初 の3月31日を超える被保険者 が負担)
応能割	所得割	課税標準額(前年総 所得金額－基礎控除 額43万円)×料率	6.70%	2.61%	2.34%	0.25%
応益割	均等割	被保険者1人あたり	28,500円	11,700円	12,000円	1,200円
	平等割	1世帯あたり	19,300円	7,500円	5,900円	740円

3. 保険給付

(令和8年4月1日現在)

区 分	給 付 割 合 及 び 給 付 額				
療養の給付	0～就学前：療養に要した費用の8割給付 就学後～70歳未満：療養に要した費用の7割給付 70歳～74歳：療養に要した費用の7割～8割給付				
高額療養費	同一月内に支払った医療費の自己負担分(2～3割)が高額になって一定の基準(自己負担限度額)に該当すると、その基準を超えた額を高額療養費として支給				
	●70歳未満の人の場合				
	適用 区分	所得区分	自己負担限度額 (月額)		
			※ 3回目まで	多数回該当 (4回目～)	
	ア	901万円超	252,600円+(総医療費-842,000円)×1% 140,100円		
	イ	600万円超～ 901万円以下	167,400円+(総医療費-558,000円)×1% 93,000円		
	ウ	210万円超～ 600万円以下	80,100円+(総医療費-267,000円)×1% 44,400円		
	エ	210万円以下	57,600円 44,400円		
	オ	住民税非課税	35,400円 24,600円		
	●70歳～74歳の人の場合				
	所得区分		自己負担限度額 (月額)		
			入院(世帯)		多数回該当 (4回目～)
			外来(個人)	※ 3回目まで	
	現役 並所 得者	690万円超	252,600円+(総医療費-842,000円)×1% 140,100円		
		380万円超	167,400円+(総医療費-558,000円)×1% 93,000円		
		145万円超	80,100円+(総医療費-267,000円)×1% 44,400円		
	一般		18,000円	57,600円	44,400円
	住民税 非課税	区分Ⅱ	8,000円	24,600円	-
		区分Ⅰ		15,000円	
出産育児一時金	産科医療補償制度対象の出産：500,000円 左記以外の出産：488,000円				
葬祭費	50,000円				

○後期高齢者医療制度

1. 被保険者数等の状況

(令和8年4月1日現在)

総人口	世帯数	75歳以上人口	75歳以上／総人口
人 110,671	世帯 48,090	人 19,859	% 17.9%

被保険者総数	75歳以上	65～74歳
人 19,679	人 19,561	人 118

2. 高額療養費

自己負担限度額（月額）

(令和8年4月1日現在)

割合	所得区分		外来 (個人単位)	外来＋入院 (世帯単位)
3割	現役並み所得者Ⅲ 住民税課税標準690万円以上		252,600円＋(医療費－842,000円)×1% 〈140,100円〉	
	現役並み所得者Ⅱ 住民税課税標準380万円以上		167,400円＋(医療費－558,000円)×1% 〈93,000円〉	
	現役並み所得者Ⅰ 住民税課税標準145万円以上		80,100円＋(医療費－267,000円)×1% 〈44,400円〉	
2割	一般Ⅱ		18,000円 「年間（8月～翌7月） 14.4万円上限」	57,600円 〈44,400円〉
1割	一般Ⅰ		18,000円 「年間（8月～翌7月） 14.4万円上限」	
	住民税 非課税 世帯	区分Ⅱ	8,000円	24,600円
		区分Ⅰ		15,000円

現役並み所得者Ⅰ～Ⅲおよび一般Ⅰ・Ⅱの区分の〈 〉は、過去12か月以内に3回以上上限に達した場合の、4回目以降の負担額です。

3. 保険料

(令和8年6月1日現在)

令和8年度

医療分	均等割額	55,380円
	所得割率	10.13%
	上限額	85万円

子ども分	均等割額	1,340円
	所得割率	0.25%
	上限額	2.1万円

令和6年度保険料収納率	99.78%
令和7年度保険料収納率	99.73%

○福祉医療

(令和8年4月1日現在)

	区 分	助 成 要 件	所 得 制 限	受給者
県 市 事 業 分	【40】 乳幼児	出生から就学前までの乳幼児	なし	4,199 人
	【40】 高校生世代	高校生世代（15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者）の子ども	なし	3,207 人
	【41】 重度しょうがい者	①身体しょうがい1、2級の人、②知的しょうがい重度の人、③身体しょうがい3級かつ知的しょうがい中度の人、④特別児童扶養手当支給対象児童で1級の人	本人、配偶者、扶養義務者に一定以上の所得がある人は、助成対象とならない。 (老齢福祉年金の所得制限)	915 人
	【42】 65～74歳老人	本人、配偶者、扶養義務者の全てが市民税非課税の世帯に属する65歳～74歳の人	本人、配偶者、扶養義務者に市民税が課税されている場合は助成対象とならない。	1,379 人
	【43】 母子家庭	配偶者のいない女子が18歳未満の児童を扶養している家庭、および父母のいない児童	本人、扶養義務者に一定以上の所得がある人は、助成対象とならない。 (遺族基礎年金の所得制限)	1,337 人
	【44】 父子家庭	配偶者のいない男子が18歳未満の児童を扶養している家庭	本人、扶養義務者に一定以上の所得がある人は、助成対象とならない。 (遺族基礎年金の所得制限)	92 人
	【45】 ひとり暮らし寡婦	以前母子家庭の母であった寡婦で、ひとり暮らしの状態が1年以上継続し、今後も継続する人（65歳未満の人）	本人、扶養義務者に一定以上の所得がある人は、助成対象とならない。 (老齢福祉年金の所得制限)	6 人
	【46】 ひとり暮らし高齢寡婦	以前母子家庭の母であった寡婦で、ひとり暮らしの状態が1年以上継続し、今後も継続する人（65歳～74歳の人）	本人、扶養義務者に一定以上の所得がある人は、助成対象とならない。 (老齢福祉年金の所得制限)	7 人
	【82】 重度しょうがい老人	後期高齢者医療被保険者で、【41】の重度しょうがい者の要件に該当する人	本人、配偶者、扶養義務者に一定以上の所得がある人は、助成対象とならない。 (老齢福祉年金の所得制限)	894 人
市単 独 事 業 分	【83、84】 母子・父子家庭老人	【43】【44】の母子（父子）家庭老人（母子・父子家庭の父母が75歳に達したとき）	本人、扶養義務者に一定以上の所得がある人は、助成対象とならない。 (遺族基礎年金の所得制限)	なし
	【40】 子ども医療費	小学生および中学生（6歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者）の児童	なし	7,892 人
	【47】 重度しょうがい者	身体しょうがい3級および4級の一部の人（後期高齢者医療の障害認定に該当する人）	本人、配偶者、扶養義務者に一定以上の所得がある人は、助成対象とならない。 (老齢福祉年金の所得制限)	163 人
	【85】 重度しょうがい老人	後期高齢者医療被保険者で、【47】の重度しょうがい者の要件に該当する人	本人、配偶者、扶養義務者に一定以上の所得がある人は、助成対象とならない。 (老齢福祉年金の所得制限)	479 人

○診療所

1. 浅井診療所

所在地 当目町84番地7

診療科 内科、小児科

診療時間

診療時間	月	火	水	木	金	土
午前の部 (9:00~12:00)	○	○	○	○	○	—
午後の部 (15:00~17:15)	○	○	—	○	○	—

休診日 土曜日、日曜日、祝日、年末年始 (12/29~1/3)

2. 浅井東診療所

所在地 野瀬町828番地

診療科 内科、小児科、皮膚科

診療時間

診療時間	月	火	水	木	金	土
午前の部 (9:00~12:00)	○	○	○	○	○	○
午後の部 (15:00~18:00)	○	○	—	○	○	—

休診日 日曜日、祝日、年末年始 (12/29~1/3)

3. 中之郷診療所

所在地 余呉町中之郷2434番地

診療科 内科、小児科

診療時間

診療時間	月	火	水	木	金	土
午前の部 (9:00~12:00)	○	○※	—	○	○	—

休診日 水曜日、土曜日、日曜日、祝日、年末年始 (12/29~1/3)

※第2火曜日、第5火曜日は休診

① 中之郷診療所今市出張診療所

所在地 余呉町今市546番地2

診療科 内科

診療時間

診療時間	月	火	水	木	金	土
午後の部 (13:30~14:15)	—	—	—	○※	—	—

※隔週木曜日

② 中之郷診療所上丹生出張診療所

所在地 余呉町上丹生2483番地

診療科 内科

診療時間

診療時間	月	火	水	木	金	土
午後の部 (14:30~15:15)	—	—	—	○※	—	—

※隔週木曜日

4. にしあざい診療所

所在地 西浅井町大浦2590番地

診療科 内科、外科、小児科

診療時間

診療時間	月	火	水	木	金	土
午前の部 (9:00~12:30)	○	○	○	○	○	○
午後の部 (16:00~17:30)	○	○	○	—	○	—

休診日 日曜日、祝日、年末年始(12/29~1/3)

5. 塩津出張診療所

所在地 西浅井町塩津浜1795番地

診療科 内科、外科、小児科

診療時間

診療時間	月	火	水	木	金	土
午前の部 (9:00~12:30)	—	○	—	—	○	—

休診日 月曜日、水曜日、木曜日、土曜日、日曜日、祝日、年末年始(12/29~1/3)、

6. 菅浦出張診療所

所在地 西浅井町菅浦218番地

診療科 内科、小児科、外科

診療時間

診療時間	月	火	水	木	金	土
午前の部 (13:30~15:30)	—	—	○※	—	—	—

※水曜日：第2・第4のみ

7. 中之郷歯科診療所

所在地 余呉町中之郷2434番地

診療科 歯科

診療時間

診療時間	月	火	水	木	金	土
午前の部 (9:00~13:00)	○	○	—	○	○	○
午後の部 (14:00~17:00)	○	○	—	○	○	○

休診日 水曜日、日曜日、祝日、年末年始(12/29~1/3)

○環境保全

1. 公害対策

○公害防止協定の締結

市内の大規模工場や事業活動における環境への負荷が大きい企業等に対して、公害防止および環境保全に関する協定を締結しています。

○環境調査の実施

- ①水質 : 市内を流れる河川や工場排水、地下水等の調査を実施しています。
- ②大気 : NO_x（窒素酸化物）、SO_x（硫黄酸化物）およびSPM（浮遊粒子状物質）の調査を実施しています。
- ③騒音・振動 : 北陸自動車道や一般主要道路の騒音・振動および一般環境の騒音調査を実施しています。

○公害関係苦情発生状況の推移

年 度	総計	大気	水質	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	その他
28(2016)	65	1	23	1	4	3	0	7	26
29(2017)	39	0	14	2	7	0	0	3	13
30(2018)	38	0	16	0	3	0	0	2	17
R1(2019)	32	0	9	0	1	1	0	3	18
R2(2020)	41	0	18	0	9	0	0	12	2
R3(2021)	23	0	14	0	1	0	0	4	4
R4(2022)	38	0	8	0	8	0	0	20	2
R5(2023)	68	2	18	0	12	0	0	29	7
R6(2024)	19	0	3	0	5	0	0	11	0
R7(2025)	13	1	6	0	2	1	0	3	0

2. 環境衛生

① ごみの減量化、再資源化の啓発

ごみの分別や3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進により、ごみの減量化、再資源化の取組みを啓発するため自治会等を対象に行政出前講座を行っています。

② 地域美化活動

県条例に定める「環境美化の日」「びわ湖の日」を基準日として5月30日前後に、各自治会での清掃活動を推進する「ごみゼロ大作戦」を、7月1日前後に「琵琶湖・余呉湖一斉清掃」を、12月1日前後に「県下一斉清掃」を行っています。

③ 不法投棄対策

地域住民と市が協働で不法投棄を未然に防止するため「ごみを捨てにくいきれいなまちづくり」に取り組む自治会および地域づくり協議会等と「きれいなまちづくりパートナーシップ協定」を締結しています。

3. 環境創造・環境教育推進

① 「環境にやさしい日」イベントの開催

長浜市環境基本条例で春分の日を「環境にやさしい日」と定めています。毎年3月に「環境にやさしい日フェア」を開催し、省エネ啓発や創エネ体験などを行っています。（令和7年度は3月7日に開催しました。）

② アメニティ推進団体の支援

快適な環境（アメニティ環境）の保全および創出を目的にした事業を行う団体の活動を支援しました。

③ 長浜市水生生物少年少女調査隊「みずすまし」

この調査隊は、子どもたちが川で遊び、また楽しみながら水生生物を調べることによって川の実態を学ぶとともに環境保全への関心を高めるため昭和62年に結成されました。

令和7年度（第39期）は隊員476人（市内24小学校）が活動に参加し、これまで延べ10,511人が市内の河川を調査しました。こうした調査結果をまとめた冊子『子どもたちが調べる水辺の生き物』を毎年発行しています。（令和2年度は新型コロナウイルスの影響のため中止しました。）

④ ヨシの植栽

琵琶湖の原風景であり、多様な生態系を育むヨシ群落を復活させるため、市民ボランティアの力を借りながらヨシ苗200株を植栽しました。

4. 生活相談

① 消費生活相談

年々、相談内容が複雑多様化しており、投資詐欺に関する相談、幅広い年齢層からのネット被害に関する相談が増加しています。

年度	相談件数
令和3	637
令和4	645
令和5	695
令和6	755
令和7	862

② 消費生活に関する啓発イベントの開催

多様化する悪質商法や食品偽装など日常の暮らしが脅かされる事案が増える中で「賢い消費者」となるための様々な情報を発信することにより、被害の未然防止や意識の高揚を図っています。また循環型社会の構築に向けてリデュース（ごみの減量）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）の取組事例を紹介する機会として生活フェアを開催しています。

令和7年度は、11月15日に開催され、体験展示やリフォームファッションショーなどを実施しました。

③ 消費学習研究会の育成指導

健全で安心な生活を送るため、消費者自らが学習し実践していけるよう長浜市消費学習研究会に学習・啓発事業を委託しています。

④ 消費者教育、啓発事業

消費生活相談員が出前講座として自治会等に出向き、注意すべき消費者トラブルの事例等を紹介して啓発を行っています。令和7年度は、各町自治会館等で15回開催し、延べ372人の参加がありました。

5. 再生可能エネルギーの利活用

温室効果ガスの削減に向けて、令和2年度に新たに「第2次長浜市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定し、再生可能エネルギーの普及、活用を図っています。計画では2030年度の数値目標として市内の再生可能エネルギー設備の容量を107,528kwに設定（令和3年度時点で55,768kw）しています。

目標達成に向けて、太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギーの導入や発電した電力を効果的に利用する蓄電システムの導入に向けた取組を行っています。

令和7年度の主な実施事業

住宅用太陽光発電システム設置促進事業

件数

89件

導入量（kW）

約1091.2